

事 務 連 絡

平成30年11月29日

各指定居宅介護支援事業者 様

海南市高齢介護課長

(公印省略)

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について (通知)

標記の件についての本市における取扱いを別紙のとおり取りまとめましたので、ご留意くださいますようお願いいたします。

なお、「ア 車いす及び同付属品」の「(2)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及び「オ 移動用リフト」の「(3)生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、これまで市独自で申請の提出を求めてきましたが、今後は他自治体と同様に申請の必要はなく、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、ケアマネジャー等が判断することになります。このことについては、平成30年12月から適用いたします。

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

1. 例外給付の対象となる要件

- ① 直近の認定調査結果により、下記（表1）の状態像が確認できる場合は、**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントの実施を前提に**ケアマネジャーが必要性を判断し導入しますので、**申請手続きは不要です。**

表1

例外給付対象種目	状態像	認定調査の結果
ア 車いす及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に歩行が困難な者	「できない」
	(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※
イ 特殊寝台及び同付属品	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に起き上がりが困難な者	「できない」
	(2) 日常的に寝返りが困難な者	「できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	「できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(1) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者	「意思を他者に伝達できない」など または主治医意見書に認知症状の記載がある場合
	(2) 移動において全介助を必要としない者	「全介助」以外
オ 移動用リフト ※ (つり具部分を除く) (昇降座椅子を含む)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	「できない」
	(2) 移乗が一部介助または全介助を必要とする者	「一部介助」 または「全介助」
	(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※
カ 自動排泄処理装置 (尿のみを自動的に吸引するものを除く)	次のいずれかに該当する者	
	(1) 排便が全介助を必要とする者	「全介助」
	(2) 移乗が全介助を必要とする者	「全介助」

※ アの(2)及びオの(3)については、該当する認定調査結果がないため、「**主治の医師から得た情報**」及び「**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント**」により、ケアマネジャー等が判断し、導入します。「主治の医師から得た情報」については、照会・回答内容を必ず記録してください。

※ 移動用リフトのうち、段差解消機についてはサービス担当者会議等の結果で判断します。

※ 移動用リフトのうち、昇降座椅子については「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。

- ② 表1に該当しない場合でも、下記（表2）の状態像に該当することが**医師の医学的所見に基づき**判断され、かつ**サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント**により福祉用具貸与が特に必要であることが判断されている場合には、**申請手続きにより**市が確認することができる場合は、例外給付の対象となります。下記の「状態像の例」はあくまでも例であり、医学的な所見によって、利用者が該当する状態像を判断します。

表 2

状態像		状態像の例	福祉用具種目
(i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に（表1）の「状態像」に該当する者	パーキンソン病で内服加療中の「ON/OFF現象」によって、頻繁に臥位からの起き上がりが困難となる。	特殊寝台
		重度の関節リウマチによる関節のこわばりが朝方に強くなるため、畳からポータブルトイレへの移乗が全介助を要する状態となる。	移動用リフト （昇降座椅子）
(ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに頻繁に（表1）の「状態像」に該当するにいたることが確実に見込まれる者	末期がんにより急激に状態が悪化し、短期間で寝返りや起き上がりが困難な状態に至ると確実に見込まれる。	特殊寝台
(iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から（表1）の「状態像」に該当すると判断できる者	重度の心疾患で、心不全発作の危険性が著しく高く、急激な体動を医学的見地により回避する必要がある。	特殊寝台
		重度の喘息発作で、呼吸苦の重篤化を回避するため、上体を一定の角度に起こす必要がある。	特殊寝台
		脊髄損傷による下半身麻痺により、下半身の自発的な体位変換が困難なため、床ずれの発生リスクが高い。	床ずれ防止用具 及び体位変換器
		人工股関節の術後で、立ち座りに伴い股関節脱臼の危険性が高いため、医学的見地から股関節への負担を回避する必要がある、畳から椅子への移乗に一部介助を要する。	移動用リフト （昇降座椅子）

2. 適切なケアマネジメントについて

- ① ケアマネジャーが福祉用具貸与費の算定の可否の判断基準について理解できている
- ② 対象種目に関する日常生活動作（状態像）が理解できている
- ③ 本人や家族の希望だけで導入しようとしていない
- ④ ケアマネジャーが行うケアマネジメントにおいて、**主治医の医学的な所見**が反映されている
- ⑤ 医学的な所見の入手について、書面だけでなく面接や電話などの方法で連携がとれている
- ⑥ 福祉用具貸与の状態像に関する医学的所見だけでなく、サービス提供上あるいは療養上の留意点等、幅広い医学的意見の入手に努めている
- ⑦ 本人の心身状況から該当する状態像が明確になっており、それに該当する福祉用具貸与について検討され、また対象種目が合致している
- ⑧ サービス担当者会議で**医学的所見をふまえて**以下の点について具体的に話し合わせ、関係者の共有化が図られており、かつ記録している。
 - (ア) 心身状態や該当する i、ii、iii に関する状態像、福祉用具種目の必要性
 - (イ) 期待される効果やサービス提供上・療養上の留意点
- ⑨ 福祉用具貸与実施後は、少なくとも月 1 回のモニタリング・介護予防ケアプランの評価等の手段によって、状態の把握や福祉用具貸与の必要性を見直し、その結果を記録している
- ⑩ 必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続性について検証したうえで、
要介護 → 居宅サービス計画書(1)の総合的な援助方針かサービス担当者会議の要点(第4表)の結論に記載
要支援 1・2 → 支援経過記録に記載

3. 「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」の判断について

車いす及び同付属品の貸与における「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」については、これまで市独自で申請の提出を求めてきましたが、平成 30 年 12 月からは他自治体と同様に**申請の必要はなく、「主治の医師から得た情報」及び「サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメント」により、ケアマネジャー等が判断**することになります。

しかし、これまでの申請で、趣味、娯楽、見舞い、単なる気晴らしのためなど、日常生活において不可欠ではない用途が主たる理由として挙げられていたものや、市街地などで日常生活を送る上で必要な店舗や通院先医療機関などが自宅周辺にあり、本人の移動が十分可能で移動の支援が特に必要ないと思われるものもありましたので、上記「2. 適切なケアマネジメントについて」を参照するとともに、下記についてご留意ください。

- 通院・日常品の買い物等、日常生活において不可欠であるかどうかを検証してください。
- スーパーや通院先など目的地までの距離を具体的に把握し、移動の支援がなければ本人が行くことができない距離かどうか、家族等の支援を受けられないかどうか等も検証してください。

4. 特殊寝台を貸与する場合の注意事項について

特殊寝台を利用する状態像は「(1) 日常的に起きあがり困難な者」もしくは「(2) 日常的に寝返りが困難な者」とされており、「現状は布団を利用しており、立ち上がり時の高さが必要」などの理由の場合は、まず、「一般寝台」の利用から検討してください。その上で医学的所見から一般寝台と異なる機能（主に背上げ、足上げ機能）が必要な場合は、特殊寝台を検討してください。